

地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令案要綱

一 地方法人特別税

1 地方法人特別税及び法人の事業税の納付があつた場合において地方法人特別税及び法人の事業税として納付があつたものとされる額の計算方法を定めること。（第一条関係）

2 都道府県は、地方法人特別税の払込みを行う場合には、地方法人特別税の納付額その他必要な事項を国に通知すること。（第二条関係）

3 都道府県が、国に払い込む地方法人特別税額から控除した還付金等を再度国への払込額に加算する場合として、時効の完成その他の事由により還付金等の支払を要しなくなった場合を定めるとともに、当該加算する額は当該事由により支払を要しなくなった額とすること。（第三条関係）

4 地方法人特別税に係る延滞金等の額及び地方法人特別税に係る還付加算金の額の計算方法を定めるところ。（第四条関係）

5 委託納付をするのに適することとなつた時を、地方税等の法定納期限と還付金等が生じた時とのいずれか遅い時とすること。（第六条関係）

6 都道府県が国に対して報告する事項を前年度の地方法人特別税の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき地方法人特別税額等とすること。（第七条関係）

二 その他

- 1 この政令は、平成二十年十月一日から施行すること。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。